

○上越教育大学心理教育相談センター利用細則

(平成16年4月1日細則第7号)

最終改正 令和2年3月11日細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学心理教育相談センター規則（平成16年規則第30号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、相談研修生の上越教育大学心理教育相談センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の手続)

第2条 相談研修生が、センターの施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を利用し、心理臨床に関わる臨床活動に従事するときは、別記第1号様式の心理教育相談センター利用申請書を心理教育相談センター長（以下「センター長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請が適当であると認めるときは、別記第2号様式の心理教育相談センター利用許可書を当該申請者に交付するものとする。

3 施設等の利用期間は、利用を許可する当該年度内とする。

(利用状況の報告)

第3条 利用の許可を受けた相談研修生（以下「利用者」という。）は、施設等の利用状況についてセンター長から報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。

(利用の停止等)

第4条 センター長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を一定の期間停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの細則に違反したとき。

(2) 利用者がセンター長の指示に従わないとき。

(3) 相談室の運営に重大な支障を生じさせたとき。

(施設等保全の義務)

第5条 利用者は、施設等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

(守秘義務)

第6条 利用者は、規則第6条第2項に規定する相談員の行う相談活動の補助業務を行うときは、相談者等のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(損害賠償等)

第7条 利用者は、故意又は過失により施設等を汚損し、損傷し、又は紛失したときは、その原状回復に要する費用を弁償しなければならない。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、この細則に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年細則第19号（平成19年3月22日））

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第6号（平成24年3月28日））

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年細則第3号（平成31年2月6日））

この細則は、平成31年2月6日から施行する。

附 則（令和2年細則第1号（令和2年3月11日））

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

心理教育相談センター利用申請書

年 月 日

上越教育大学心理教育相談センター長 殿

施設等下記のとおり利用したいので、申請します。
記

区 分	申 請 者		
相談研修生	所 属		<input type="checkbox"/> 本学大学院学生 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学籍番号		
	ふりがな 氏 名		
研 修 歴			
相談に関わ る職務歴			
関 連 資 格			

指導担当者（相談員）記入欄

指導担当者 (相談員)	上記の利用者を責任を持って指導いたします。 氏 名
----------------	------------------------------

(注) 指導担当者氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。
心理教育相談センター記入欄

利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
------	---------------

別記第2号様式（第2条関係）

心理教育相談センター利用許可書

年 月 日

上越教育大学心理教育相談センター長



下記のとおり施設等の利用を許可します。

記

区 分	利 用 者	
相 談 研 修 生	所 属	
	学 籍 番 号	
	ふりがな 氏 名	
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
遵 守 事 項	1 上越教育大学の学内規則等を遵守すること。 2 相談員の行う相談活動の補助業務に当たるときは、相談者等のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 3 相談員の行う相談活動の補助業務に当たるときは、センター長に経過及び中断、終結について報告すること。	